

制度概要

| 西海市スタートアップ創出促進保証（略称:西海SSS） | |
|----------------------------|---|
| 目的 | 西海市内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで西海市内における創業を積極的に支援することを目的とする。 なお、本制度は国の全国統一制度の対象であるスタートアップ創出促進保証制度に準拠した保証制度である。 |
| 保証の対象 (資格要件) | <p>産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)に規定する創業者である中小企業者であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)から(7)のすべてに該当するもの。</p> <p>(1)新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①事業を営んでいない個人であって、2月以内(法に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。)により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p>②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p>(2)会社を設立した日以後1年を経過していない者であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの</p> <p>②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの</p> <p>(3)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないものであって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して1年を経過していないとして、上記(2)①に掲げる創業者とみなされるもの。</p> <p>(4)保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。</p> <p>(5)上記(1)に該当するものは、西海市内で事業を開始すること。上記(2)に該当するものは西海市内で事業を営んでいること、または西海市内で事業を開始する計画を有すること。</p> <p>(6)西海市商工会の推薦を受けていること。</p> <p>(7)市税を完納していること。</p> |
| 対象資金 | 西海市内の創業者が、創業者である期間内(本制度は創業後1年未満)に創業又は創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。 |
| 保証条件 | 500万円以内 ※1 西海市中小企業創業資金保証と合算して500万円以内とする。 ※2 他の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証と合算して3,500万円以内 ※3 他の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証、再挑戦支援保証、再挑戦支援保証及び無担保保険(一般関係)に係る保証と合算して無担保保証限度額(8,000万円)以内 |
| | 10年以内（うち据置1年以内） 申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。 |
| | 原則として、均等分割返済 |
| | 証書貸付 |
| | 不要 |
| | 不要 |
| 保証料率 | 年1.65% |
| 基準料率 | 年1.00% |
| 適用料率 | 申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 |
| 保証料補助 | 西海市が年0.80%を補助する。 |
| 責任共有 | 責任共有制度の対象外（100%保証） |
| 取扱金融機関 | 西海市内の十八親和銀行及び長崎銀行の各支店 |
| 申込時添付書類 | <p>①西海市商工会が発行する「西海市中小企業創業資金融資推薦書」(写)</p> <p>②創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)</p> <p>③認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行う場合は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市区町村長の証明書(写)</p> <p>④その他保証協会が必要とする書類</p> <p>(注)保証の対象(7)に係る証明書は西海市商工会が確認するため不要。</p> |
| 金融機関の責務及び報告 | <p>①金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(以下「ガバナンスチェックシート」という。)の提出を受けるものとする。</p> <p>②金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。</p> <p>なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。</p> |
| 留意事項 | <p>①申込先：西海市商工会</p> <p>②信用保証協会は中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額及び保証承諾日、保証承諾金額を電子媒体で経済産業省に送付しなければならない。</p> <p>③この要綱に定めない事項については、西海市中小企業創業資金運用要綱、創業関連保証事務取扱要領、スタートアップ創出促進保証制度要綱の他、協会定款、業務方法等の定めるところによる。</p> |
| 実施日 | 令和7年11月17日 創設 |